

○行商従業者証及び標識の様式の承認

(第 12 条第 1 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

平成 30 年 10 月 24 日

審査基準

平成 30 年 10 月 24 日作成

法令名	古物営業法施行規則
根拠条項	第 12 条第 1 項
処分の概要	行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	古物営業法第 11 条第 2 項(行商従業者証)、第 12 条(標識) 古物営業法施行規則第 10 条(行商従業者証の様式)、第 11 条(標識の様式)
審査基準	
標準処理期間	30 日
申請先	生活安全部生活安全企画課
問合せ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	生活安全部長